

『病院物流システムの管理運用に係る業務委託』の公募の公示

国立病院機構九州がんセンターでは、物品管理システムの効率的な運用、物品の安定供給、在庫管理のほか、材料費のコスト低減、保険請求漏れ防止等、物流面での病院運営における業務及び経費の効率化を図るため、病院物流システムの管理運用に係る業務委託の設置・運営者を公募いたしますので、希望する者は、以下のとおり企画提案書を提出願います。

平成28年12月13日

独立行政法人国立病院機構

九州がんセンター院長 藤 也寸志

1. 事業概要

(1) 事業名

病院物流システムの管理運用に係る業務委託

(2) 業務委託の目的

病院運営において現在さまざまな観点から業務改善や経費削減を進めております。その一環として、医療材料等物流管理機能については、管理運用業務等の十分なノウハウを持つ専門業者に委託を行うことにより、医療材料等の継続的なコスト削減及び医療材料の安定供給等を行う事を目的とする。

2. 応募資格について

応募者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち「営業品目：その他」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) 薬事法第39条に規定する高度管理医療機器等販売業の許可を有すること。
- (6) 薬事法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可を有すること。
- (7) 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の許可を有すること。
- (8) 当院における病院物流システムの管理運用業務を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること。
- (9) 院外倉庫型購入代行方式の業務契約を受託できること。
- (10) 福岡市内に本社・支店又は営業所があること。
- (11) 定数管理物品については、部署配置単位による消費払い方式での管理運用ができること。
- (12) 償還価格改定のデータ、全国の医療材料等の価格動向及び類似品の情報等を提供できること。
- (13) 当院既存の各種電算システムと連携作業が可能であること。

(14) 入札書受領期限時点において、病床数400床以上の2病院以上でそれぞれ3年以上の運用実績があること。

(15) 上記の外、公募型企画競争説明書及び仕様書に示す要件を満たすもの。

3. 委託業務契約期間について

当該委託業務の契約期間は、平成29年4月1日～平成32年3月31日

4. 企画提案書を特定するための評価内容

- (1) システム内容及び運用に関する評価
- (2) 企画提案書の提出者の能力： 同種、又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- (3) 担当予定スタッフの能力： スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験
- (4) 運営方針等： 運営方針・運営方法の妥当性、当該運営に対する取り組み意欲
- (5) 運営者からの提案： 企画の的確性、企画の創造性、企画の現実性、経費節減方策、契約価格決定のプロセスの透明化方策、取り漏れ対策
- (6) 費用対効果
- (7) 委託費用
- (8) その他特記事項及び特徴

5. 参加手続について

(1) 担当課・係

〒811-1395

福岡県福岡市南区野多目3丁目1-1

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター事務部企画課契約係長 牧園 孝之

電話 092-541-3231 (内線2227)

(2) 説明書の交付期間交付場所・参加登録期間

① 交付期間 平成28年12月13日(火)～平成29年1月6日(金)

② 交付場所 5(1)に同じ

(3) 企業プレゼンテーション

日時：平成29年1月18日(水)

場所：当院2F 講堂

(4) 企画提案書および見積書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 平成29年1月12日(木) 17時

② 提出場所及び方法 (1)に同じ

(5) 見積書開封日時等

① 日時 平成29年1月23日(月) 10時～

② 場所 当院2F 会議室1

6. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書は、無効。

(2) 契約書の作成 要

(3) 照会先 上記5(1)に同じ

(4) 詳細は説明書による。

(5) 本件に関する問い合わせにつきましては、文書にて提出願います。